

## 災害時における医療用ガスの供給に関する協定書

富山県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会北陸地域本部（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合の医療救護活動に必要な医療用ガス及び医療用ガスの使用に際し必要とされる器具・機材（以下「医療用ガス等」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第1条 この協定は、富山県地域防災計画又は富山県国民保護計画に基づき、甲が行う医療救護活動に必要な医療用ガス等の供給に対する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

### （要請）

第2条 甲は、医療救護活動を実施するうえで必要があると認めた場合は、乙に対し医療用ガス等の供給を要請することができるものとする。

2 前項の規定による供給要請は、次の事項を記載した文書により行うものとする。ただし、急を要するときは、電話等によることができるものとする。

- (1) 供給先
- (2) 供給を要する医療用ガス等の品目、数量
- (3) その他必要な事項

### （要請への対応）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかにこれに応ずるとともに、その対応状況等を甲に報告するものとする。

### （引き取り）

第4条 医療用ガス等の引き取り場所及び供給の方法は甲が指定するものとし、当該場所において甲又は甲が指定する者が品目及び数量を確認のうえ、これを引き取るものとする。

### （供給の緊急措置）

第5条 医療用ガス等の搬送については、一般車両の交通規制等の事情によりその供給が困難な場合には、甲は乙の搬送経路の確保等必要な措置を講じるものとする。

### （費用の負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙が供給した医療用ガス等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に定める費用の額については、甲乙協議のうえ別に定める。

### （費用の請求）

第7条 乙は、前条の規定による費用について、医療用ガス等の供給実績をとりまとめた医療用ガス等供給報告書を添えて、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第8条 甲は、前条の規定により請求を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、速やかに支払うものとする。

(供給体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、供給体制の整備に努めるものとする。

2 乙は、一般社団法人日本産業・医療ガス協会等と連携を強化し、広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲は必要な協力を行うものとする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙は、平常時から災害時の対応等について必要な情報の交換に努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年3月1日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県知事 石井隆一

乙 福井県越前市府中3丁目13番20号(宇野酸素(株)内)  
一般社団法人日本産業・医療ガス協会北陸地域本部

本部長 小倉善興

## 災害時における医療救護活動に関する協定書

富山県（以下「甲」という。）と社団法人富山県薬剤師会（以下「乙」という。）とは、大規模な災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

### （総則）

第1条 この協定は、富山県地域防災計画又は富山県国民保護計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

### （薬剤師の派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を実施するうえで必要があると認めた場合は、乙に対し薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに薬剤師で構成する班（以下「薬剤師班」という。）を編成し、甲の指定した場所に派遣するものとする。なお、薬剤師班には、医療救護活動の状況により必要と認めるときは、補助者（事務員等）を置くことができる。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に薬剤師班を編成し派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の薬剤師班は、甲の要請に基づく薬剤師班とみなすものとする。

### （薬剤師班に対する指揮）

第3条 薬剤師班に対する指揮及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

### （薬剤師班の業務）

第4条 乙が派遣する薬剤師班は、甲が指定する医療救護所又は医薬品の集積所等において医療救護活動を行うものとする。

2 前項の医療救護活動の内容は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 医薬品等の仕分け、管理
- (3) 消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導
- (4) その他医療救護活動において必要な業務

### （薬剤師班の輸送）

第5条 薬剤師班の輸送手段は乙が確保するものとするが、道路等の被災状況により困難な場合には、甲は必要な措置をとるものとする。

### （医薬品等の供給）

第6条 乙が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するほか、甲が供給するものとする。

### （調剤費）

第7条 救護所等における調剤費は、無料とする。

(体制整備)

第8条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、平常時から災害時の対応等について必要な協議及び情報の交換に努めるものとする。

(訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償)

第11条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合（第2条第3項の承認を受けた場合を含む。）に要する次に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の編成及び派遣に要する費用

(2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 薬剤師班が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に必要な事項は別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名のうえ、各自1通を保有する。

平成25年3月7日

甲 富山市新総曲輪1番7号  
富山県知事 石井隆一

乙 富山市千歳町1丁目4番1号 薬業会館4階  
社団法人富山県薬剤師会  
会長 松井竹史